

建設水道常任委員会会議記録（概要）

平成23年12月5日（月）

開 会 午前9時0分

**【議 事】**

○議案第97号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

桑島委員

議案の二つの手数料について、過去に収納した事例はあるのか。

中留 中心市街

事例はございません。

地整備課長

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第97号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第104号 「市道路線の認定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

桑島委員

案内図1の市道4-1354号線について、基準よりも広い幅員  
4.5mとした経緯について伺いたい。

師岡建設総務  
課長

基準に基づく幅員は4.2m以上ですが、開発業者の裁量により  
4.5mとしたものです。

桑島委員

案内図1の市道4-1354号線の開発業者はどこか。

師岡建設総務  
課長

株式会社アークレストです。

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第104号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第105号「市道路線の廃止について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

浅野委員

売払い申請があったということは、市が売却することによろしいか。

師岡建設総務  
課長

議案が議決された場合には、廃止の告示のあと管理期間を経て申請者に  
売払いいたします。

浅野委員

売払いの予定している価格はいくらか。

師岡建設総務  
課長

約410万円の予定です。

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第105号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第91号 「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（建設部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員 道路維持修繕費の補正は、例年に比べ台風が多かったことが原因なのか。

川口道路維持 担当参事 台風15号の影響や近年多発しているゲリラ豪雨等により、2、3年前から雨水対策の要望が増えていることなどから、予算額に不足が見込まれるため、補正をお願いするものです。

桑島委員 ゲリラ豪雨等が増えているのであれば、透水性舗装などの施工も検討しているのか。

川口道路維持 担当参事 県道等の幹線道路については、透水性舗装を行う傾向があるものの、費用面などから市道には導入していません。今後、課題として考えていきたいと思えます。

浅野委員 特に台風15号の被害が多かった地域はあるのか。

川口道路維持  
担当参事 台風15号の被害が特定地域に集中したものではありませんが、雨の量は多くなかったものの、約3時間もの間、暴風に見舞われたことから、倒木が非常に多く、それに伴う緊急作業を行いました。

桑嶋委員 倒れやすい樹種はあるのか。

川口道路維持  
担当参事 樹齢60年近い老木化したソメイヨシノや、ケヤキの倒木が多かったです。今後は樹木医等と相談しながら、街路樹の適正な管理について検討していきたいと思います。

西沢委員 公園費について、6月定例会の担当部長の答弁では、ろ過装置が撤去費と合わせて約7,500万円、スライダー本体の改修が約1億4,000万円、さらに、トイレなどの衛生施設の改修等も必要ということであったが、今回の補正額とはかなり差異が見られる。変更した点について説明願いたい。

木崎公園課長 6月定例会の部長答弁では、ろ過装置及びスライダー本体を撤去・新設する大規模な改修工事を行うというものでしたが、今回の改修内容は、既存のろ過装置を活かし能力不足分を増設することとし、スライダーは滑走面の改修及び安全基準に適合させる改修工事を行うよう変更しました。

沖本建設部長	公園費について、追加資料をご用意いたしましたので配布させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
石井委員長	追加資料を配布してもよろしいか。（異議なし）  (資料配布)
谷口委員	議案質疑では、主に三つの修繕工事があるとのことだったが、予算計上の見積もり徴取に際しては、三つの修繕工事毎に分割して徴取したのか、それとも1社から一括して徴取したのか。
木崎公園課長	ろ過装置、スライダー、塗装の3つの分野の工事について、各分野から見積もりの徴取を行いました。
谷口委員	ろ過装置の設置について、ろ過水量が不足していたため新たに設置することだが、水質の問題はなかったのか。
木崎公園課長	これまで大腸菌、一般細菌等の検査では問題はありませんでした。
谷口委員	水質に問題がないとすれば、数社から参考見積もりを徴取するなど、コストダウンに向けて取り組みを行うべきと考えるがいかがか。

木崎公園課長	ろ過装置、スライダー、塗装等の3分野の工事について、各3社で、計9社より見積もりを徴取し、予算計上しました。
谷口委員	予算計上にあたっては、各分野で一番安価な参考見積もりで計上したのか。
木崎公園課長	各分野で一番安価な参考見積もりにより積算しました。
桑島委員	参考見積もりを徴取した業者は所沢市競争入札参加資格者名簿の登録業者なのか。
沖本建設部長	スライダーに関する工事は特殊な工事になることから、登録している業者がないため、メーカーより参考見積もりを徴取することとし、他の工事は登録業者より徴取しました。
桑島委員	登録業者でなければ事実上は発注できないはずだが、いかがか。
沖本建設部長	登録業者でなければ発注できません。
桑島委員	参考見積もりは業者登録が行われていなくても問題はないが、その業者が入札に参加する場合、所沢市競争入札参加資格者名簿への登録手続きは

間に合うのか。

沖本建設部長

スライダーに関する参考見積もりを徴取した業者は登録する予定がありません。

桑島委員

今回参考見積もりを徴取した業者には、参考見積もりだけをお願いするということによいか。

木崎公園課長

スライダーに関する工事はそのとおりです。

桑島委員

今回の工事は分割して予算化しており、所沢市の入札方針には合致しているものの、トータルで発注した方が効率的でなはいかとも思えるが、どのような判断がなされたのか。

沖本建設部長

今回の工事は3分野とも工種が明確な工事であり、分割発注したほうが効率的であると考えます。

谷口委員

スライダーの着水部の工事について、法的根拠と工事内容について説明願いたい。

木崎公園課長

着水部に関する根拠法は、建築基準法施行令第144条第3号のイの規



定に基づき、平成12年に建設省の告示により定めた構造方法により、着水部の深さは85cm以上、長さを6m以上確保する必要があります。工事は、この条件に合致するよう施工するものです。

谷口委員

着水部から6mの長さについて、法的基準をクリアするためにどのような施工が必要になるのか。

沖本建設部長

基準は、着水部分の深さを85cmで3m確保し、その先3mで現状プールの底面にすりつける施行となりますが、すりつけて施工するよりも、着水部の深さをそのまま6m掘削したほうが施工しやすくなるため、そのように設計したものです。

谷口委員

長さが6mもあり、掘削すれば当然コストも上がることになるが、その点についてはいかがか。

沖本建設部長

基準では、着水部の深さは85cm、この深さを長さ3m以上確保するという基準になっています。この長さ3mから先はすりつけて施工することが望ましいとされています。また、コストについては大きな差はありません。

矢作委員

平成12年の改正以後、大規模改修工事は行われていなかったが、新し

くする場合のみ適合させれば問題ないということか。

木崎公園課長

スライダーにつきましては、大規模改修の際に基準に適合させる必要があることから、今回の改修工事で適合させることとなったものです。

浅野委員

関連になるが、入場料については、建設部と教育委員会のどちらが検討するのか。

沖本建設部長

市の意思決定となることから、両方で検討していくこととなります。

西沢委員

議案質疑の中で、事業仕分けにより廃止という判断はそのままとしながらも、改修して継続利用することとし、一般財源で約9,800万円の改修工事によって、8年から10年使えるとの答弁があったが、市の方針が全く分からないままの改修工事である。将来的な方向性のないままの予算の位置づけであるように感じるが、補正予算を検討する際に建設部内での議論はなかったのか。

沖本建設部長

建設部としては、これまで、補修が必要な部分については修繕したいという予算要望を行ってきましたが、以前より廃止という話もあったことから改修工事を行わず、結果、今回、大規模な改修工事に至ったものであり、継続して利用することが決まっていれば、今回の改修工事は、もう少し規

模は小さいものになっていたものと思われます。なお、利用者の方々には安心安全な施設を提供したいという気持ちがありますので、今後、一定期間利用する方向性が決まったことから、最低限の修繕はしたいと考えており、今回の補正予算をお願いするのです。

谷口委員

補正予算の見積もりの根拠はわかったが、補正予算が議決された場合、入札までの間に、コストを抑えるための工夫は行うのか。

木崎公園課長

議決後は、発注に向けて精査してまいりたいと考えています。

矢作委員

今回の改修工事により、8年から10年程度は使用できるとのことだが、どのぐらいの期間を利用する予定なのか。

沖本建設部長

道路建設を例にとりますと、計画、用地買収、工事施工、完成に至るまでにはかなりの年数を必要とします。今後、新たなプール建設となれば、道路建設と同様に、8年から10年程度は必要になるものと推測しているところです。

桑島委員

建設債が使えないのは、修繕だからなのか。

沖本建設部長

修繕的要素が多いことから、建設債につきましては難しいものと聞いて

おります。

谷口委員

補正予算を議決したら、発注までの間にコストを抑えられるように精査するとの回答であったが、今の見積もりがオーバースペックになっていないかという観点も精査するということでよいか。

木崎公園課長

そのとおりです。

桑島委員

所沢カルチャーパーク建設費の財源変更について、国の補助金が減額されたため財源変更するとの説明であったが、補助金が減額された理由について伺いたい。

沖本建設部長

県内全体では約26%減額されており、他の市町村も補助金がカットされたものと思われます。何かの理由で所沢市だけがカットされたということではありません。特に、今回の補助金カットは、用地費と工事費の補助対象のうち、用地費のほうがカットされた率が高い状況にあります。

桑島委員

今回の財源変更は全額用地費分なのか。

木崎公園課長

一部工事費分が含まれており、最終的に約2,400万円のうち、工事費が約800万円、用地費は約1,600万円になります。

## 【質疑終結】

## 【意見】

桑島委員

賛成の意見ですが、所沢カルチャーパーク建設費については、国の補助金が減ってしまったということですが、震災の影響があるのかもしれませんが、基本的には禁じ手に近い事なので、建設部のみならず、予算要求の段階で精査しておくべきと思います。

1, 100万円の一般財源はなかなか大きい額だと思います。以後は、さらなる情報収集に努められることを要望します。また、道路維持修繕費についてですが、特に、街路樹ですが、これから温暖化が進んでく中で、暴風雨の頻度が高くなることが予測されます。さらに、所沢市の街成長が成熟期を迎え、倒れやすい樹木も増えているということなので、場当たりの対策ではなく、ある程度の考え方を整理しておく必要があるのではと思います。以上二点について要望して意見といたします。

浅野委員

議案第91号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」のうち、公園費の工事請負費の9,880万5,000円の部分について反対します。市民プールは昭和47年度に建設して以来、39年が経ち老朽化したので、安全面、衛生面で使用することが出来ません。政策会議では修繕するには2億円は経費が掛かるとの議論があり、また、「事業仕分けでも廃止となったので平成24年度には廃止する」と、当摩前市長は3月定例会、6月定例会でも議場で答弁しました。しかし、9月定例会では修繕

をして継続すると変わりました。継続を望む市民が多いとのことでした。しかし、私もこの件について多くの市民の方と意見交換をしましたが、「継続しないで修繕費用を新たなプール建設に使って欲しい」という市民の方々がたくさんいました。前市長の突然の変化に納得することが出来ず、一貫性のない市政運営に対して不信感を持った市民の方が沢山いることも付け加えておきます。ただし、今回の議案は、「市民プールを修繕し継続する」という政策を出されて当選された藤本新市長が提出されたものです。また、1億円弱の執行で、以前より工夫されて安全に修繕が出来るので、賛成したいところでもありますが、1年間の維持費が2,300万円近く掛かるので、5年間では約1億円です。修繕費と維持費を合わせると約2億円です。この2億円はスポーツ振興計画に多くの市民が望んでいる温水プール建設費に回すほうが、一時的にはプールがない市になるものの、全市民が利用出来るプール建設を実現するために、よりベターだと思います。

西沢委員

議案第91号「所沢市一般会計補正予算（第5号）」の中の公園費の工事請負費の公園施設整備工事追加9,880万5,000円について、賛成の立場から意見を申し上げます。この市民プールについては、現段階では不要という判断がされているにも関わらず、今回、修繕の工事が行われる予算がつかしました。現段階のままではこの予算でどの期間まで市民プールが使われるか、先々の予定が立っておりません。そういう意味で、庁内

的に、今後、この事業については、どのような方向性を持つのか、庁内会議で意思決定をすることを要望して、今回の補正予算に賛成をいたします。

浜野委員

賛成の立場から意見を申し上げます。議案第91号の公園費の工事請負費、公園施設整備工事追加の9,880万5,000円についてですが、この工事請負費については、本来、所沢市にある施設を多くの市民が求めていたにもかかわらず、多くの判断の中から、迷い迷い、いろんな価値観が出たと思いますが、新しい市長のもと、その迷いをふっきり、この問題を解決するという、政治的判断がなされたものと思います。単価については、多くの精査が行われると思いますが、しっかりと入札等において評価がされると思います。また、温水プールとの関係につきましては、議場で別のものとして理解しているとの御答弁がありました。その点については、将来の事業計画等が入ってくると思いますので、その事とは別にこの問題を修繕という形で評価をしたいと思います。

谷口委員

賛成の立場から意見を述べたいと思います。金額を見て非常に高いというのが、私たち会派の率直な印象です。その中でも、それぞれ分割した3部門で、3社ずつの見積もりを取っているという手続き、そして、スライダの着水部について法的な部分をクリアするという、今までと違った方法のプラスアルファの部分が増えることは理解できますが、まだまだ、オ

ーバースペックの部分があるのではなかろうかと思います。暫定使用という前提で、出来る限るスペックダウンをしていただきながら、コストミニマムでの建設ということを要望して賛成とさせていただきます。

矢作委員

賛成の立場から意見を申し上げます。今回、市民プールを修繕して利用するという事ですけども、市民プールの今後について方向性が決まっておられません。温水プールなどの市民要望も高い中ですけども、自然エネルギーを使った形での、環境にやさしい温水プールなども、ぜひ検討していただいて、早めに方向性を出していただくことを意見として申し上げます。まして賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第91号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。



○ 閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 午前10時0分